

「その他その者に準ずるもの」における関連条文

○精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

二 ～ 十一 （略）

○精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第一条 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。）第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次項第一号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 学校教育法による大学院において指定科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
- 三 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限四年以上のものに限る。次項第三号及び第三項第三号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

○社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

（受験資格）

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第一条の二 法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号、第三号及び次項第一号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この項、第四項及び第七項において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 学校教育法による大学において指定科目（相談援助実習指導及び相談援助実習の科目（以下この号、次号、第五号及び第七号並びに第四項及び第七項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、学校教育法による大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めたもの
- 三 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 四 学校教育法による大学院において指定科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
- 五 学校教育法による大学院において指定科目（実習科目を除く。）を修めて当該大学院の課程を修了した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 六 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限四年以上のものに限る。次号、次項第三号及び第三項第三号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者
- 七 学校教育法による専修学校の専門課程において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

○言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）

（受験資格）

第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 ～ 三 （略）

四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五 ～ 六 （略）

附 則

第三条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において適法に第二条に規定する業務を業として行っている者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、平成十五年三月三十一日までは、第三十三条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、適法に第二条に規定する業務を五年以上業として行った者

○言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）

（法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）

第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。

附 則

5 法附則第三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 病院等で適法に法第二条に規定する業務を業として行っていた者であって、平成十年九月一日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないもの

二 平成十年九月一日において引き続き三月以上法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した言語聴覚士養成所の専任教員であった者